

事業計画書

申込年月日 令和3年6月10日			
団体名	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会		
代表者名	理事長 烏田次雄	設立年月日	昭和38年4月1日
団体所在地	横浜市神奈川区立町20番地の1		
電話番号	045(433)1256	FAX番号	045(433)1257
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
老人福祉センター蓬萊荘	横浜市港南区港南台6-22-38	平成10年4月1日	
老人福祉センター狩場緑風荘	横浜市保土ヶ谷区狩場町295-2	平成10年4月1日	
老人福祉センター菊名寿楽荘	横浜市港北区菊名3-10-20	昭和48年2月13日	

<目次>

	ページ番号
1 運営ビジョン	P2~3
2 団体の状況	P4~6
3 職員配置・育成	P7~8
4 施設の管理運営	P9~13
5 事業の企画・実施	P14~17
6 その他機能について	P18~19
7 収支計画及び指定管理料	P20
8 加減点項目	P21

1 運営ビジョン 地域における老人福祉センターの役割

老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘周辺地域の状況・課題や地域の将来像を踏まえ、指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

1 高齢者を取り巻く社会の状況

我が国の少子高齢化社会は、世界のどの国も経験したことの無い速度で進行しています。出生率の低下により、2019年の出生者数は86万4千人（推計）と急減する一方、高齢化率は2019年9月時点（総務省）で28.4%と3.5人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

港北区においても2021年3月31日時点で65歳以上人口が69,880人で高齢化率19.9%となっています。

平均寿命の延伸に伴い人生100年時代と言われる今、2060年までには65歳以上が人口の39.9%を占めると見込まれています。このように超高齢社会が進展していく中、65歳以上がいる世帯は全世帯の約半数を占め、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加の一途をたどっています。核家族化や高齢者世帯の増加、それぞれの意識・考え方の多様化に伴い人間関係が希薄化し、他者とのコミュニケーションや助け合うといった機会や時間が失われ、孤立化した高齢者が増えてきています。そして、住み慣れた地域の中で安全・安心に暮らしていくといった生活が送りにくくなっている社会の状況が見られます。

また、2020年1月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い多くの感染者が発生している状況の中、高齢者の場合、活動の自粛や外出の自粛をすることにより、個々人の身体的活動量が低下することに伴い、筋力、体力がなくなり、転びやすくなったり、人とのふれあいがなくなることにより、孤独を感じたり、認知症が進むなどの問題が指摘されています。

コロナ禍の中で、高齢者の活動を自粛していくことは、高齢者の健康に大きな影響を与えると同時に、一人暮らし高齢者が人とのふれあいができなくなることにより、心身ともに大きな影響を及ぼしていくものと思われます。

そのため、高齢者の健康づくり、仲間づくりなどの活動の場を提供していくことが必要です。

2 高齢者の学習・社会参加

令和2年版高齢社会白書によると、60歳以上の高齢者の学習活動についての質問に対し、60～69歳は44.4%、70歳以上は57.3%がこの1年で学習したことがないと回答していますが、一方、今後学習したいとの回答では、60～69歳が81.4%、70歳以上では62.6%の高齢者が望んでいます。

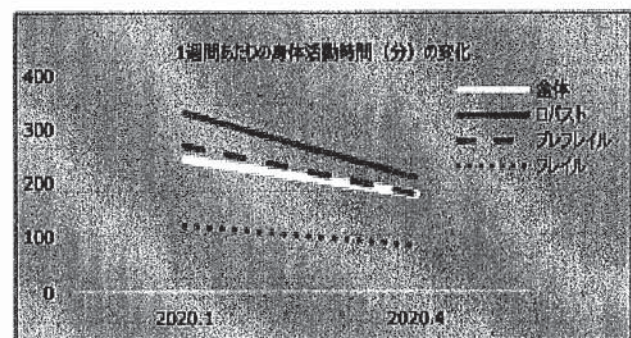
港北区の高齢者数・高齢化率

	高齢者数	高齢化率
2021.3 現在	69,880 人	19.9%
2015.3 現在	63,571 人	18.8%

港北区の一人暮らし高齢者

	人数	割合
2021.3 現在	20,747 人	29.7%
2017.3 現在	18,863 人	28.1%

1週間当たりの身体活動時間の変化



学習機会を求めている高齢者に対し、機会の提供、情報の発信を的確に行っていくことが求められています。

3 港北区運営方針の反映

令和3年度港北区運営方針

I 基本目標 活気にあふれ、人が、地域がつながる「ふるさと港北」

II 目標達成に向けた施策

1 安心して、安全に暮らせるまちづくり

2 地域で支えあう福祉・保健のまちづくり

3 活気にあふれるまちづくり

を踏まえ、高齢者など、誰もが暮らしやすく、ともに支え合い、つながりのある福祉・健康のまちづくりに向け、取組を進めていきます。

4 指定管理者としての取組

上記の「高齢者を取り巻く社会の状況」「高齢者の学習・社会参加」「港北区運営方針の反映」を踏まえ、指定管理者として次の方針により取組を進めていきます。

① 気軽に集える場の実現

老人福祉センターは、高齢者が健康で明るく楽しい毎日を営んでいくための施設として、各種の相談や健康増進、教養の向上、レクリエーションなどの機会を総合的に提供することを目的に設置された「老人福祉施設」です。高齢者の皆さんが気軽に訪れていただけるよう、スタッフは気軽に声かけを行い、明るく、親切、公平な対応を心がけ、気軽に集える場づくりを進めていきます。

② 仲間づくりの支援・推進

趣味の教室や短期講座、イベントなどを通じて人とのふれあいができる場を提供していきます。これらの活動を通じてグループ化への支援、既存グループや老人クラブなどを紹介することにより、仲間づくりの支援を行っていきます。

③ 地域との活動の連携と支援

地域の自治会・町内会、老人クラブ、学校など地域で活動している人たちとの交流を図るとともに、地域の人たちが実施している活動と連携を図り、地域に親しまれる施設の利用を進めていきます。また、地域の人たちが求めている声を把握し、地域の課題に対し協働による取組を進めていきます。

④ ストップ・ザ・要介護

高齢者が地域の中でいつまでも健康で暮らしていくためには、要介護にならないようにしていくことが重要です。健康寿命を延ばし、フレイルや認知症予防につながる取組を進めていきます。

⑤ 企業・団体・施設との連携

地域の課題解決に取り組んでくれる企業や、高齢者の活動をサポートしてくれる企業が存在しています。また、港北区老人クラブ連合会は4,433人の会員を擁し様々な活動を展開しています。さらに市老連が管理する老人福祉センターが3館あり施設間の連携により施設運営を行い、利用者サービスを実施しています。これら企業、団体、施設との連携を図ることにより事業の充実を図ります。

2 団体の状況

(1) 団体の理念・基本方針・業務実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

1 団体の理念

公益財団法人横浜市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）は、老人福祉法の目的を踏まえ活動を進めています。

具体的には、①仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、②その知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取組み、③明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることとしています。

2 団体の基本方針

- ①地域を基盤とする高齢者の自主組織である「老人クラブ」の活動を支援します。
- ②各種スポーツ活動等の健康づくり・介護予防事業を展開し、健康寿命を延ばして自立した生活と生きがいのある生活づくりに寄与します。
- ③各種講座やセミナー等を実施し、生きがいを持った生活を創出します。
- ④同世代の仲間として支え合う友愛活動（訪問、見守り、居場所づくり等）を推進します。
- ⑤多世代や関係団体、企業と連携した安心・安全のまちづくり、高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくりや機会づくりを推進します。
- ⑥老人福祉活動の機会や場の提供を行います。

市老連は、高齢者が健康で自立した生活を続け、寝たきり、引きこもり、認知症などにならず、住み慣れた地域社会の担い手として積極的に役割を発揮し、活力ある地域社会づくりを進める老人クラブ活動を支援するために、横浜市及び全国老人クラブ連合会などと連携して「健康・友愛・奉仕」を基本に、高齢者支援のための各種事業を実施しています。

また、市老連は、「老人福祉センター」の指定管理事業の中で、高齢者の自立、生きがいを高め、趣味やレクリエーションを通じて高齢者の自主的な社会活動を支援するために、各種事業の実施や趣味の教室を開催しています。

3 事業実績（2020年度）

- ・市内老人クラブの育成・支援 1,542クラブ、103,573人（2020.4.1現在）
- ・「体操ひろ場」事業 313クラブ
- ・「認知症サポーター10万人計画」事業 参加者（累計）15,896人
- ・第7回シニアの祭典 2021.2.26延期⇒4.15開催、約1,000人が参加
- ・社会参加活動支援 美化清掃、リサイクル活動、交通安全、防犯・登下校見守り 44,573人
- ・友愛活動チーム 1,510チーム、友愛活動員 7,419人
- ・若手リーダー、スポーツリーダー（グラウンド・ゴルフ、ペタンク）養成講座 66人受講
- ・特別講演会の開催 講師：医師・作家 鎌田實 約400人が参加
- ・機関紙「かがやきだより横浜」発行 4回（4月、7月、10月、1月）、約11万部
- ・シニア大学 18区老（シ）連（中止）
- ・ねんりんピック予選会 5種目（グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、ペタンク、囲碁、将棋）（中止）

- ・老人福祉センターの運営 蓬萊荘 平成10年4月～現在
 狩場緑風荘 平成10年4月～現在
 菊名寿楽荘 昭和48年2月～現在

2020年度は、コロナ感染予防対策（マスクの着用、換気、検温、消毒液の設置など）を十分に講じ、参加者等も無理をしないよう呼びかけ事業等を実施しました。

老人福祉センターについては、横浜市からの指導等を踏まえ管理・運営を行いました。2020年度は、休館や風呂の利用中止により指定管理料の未執行額が多く発生したことから、区役所の理解をいただき、蓬萊荘では風呂の改修、空調設備の設置、大広間の改修、狩場緑風荘では空調設備の設置、水栓の改修、菊名寿楽荘では空調設備の設置、大広間の改修、水栓の改修など、大規模改修工事などを実施し、利用環境の改善に努めました。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無、財政状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 公益財団法人横浜市老人クラブ連合会の予算と執行状況

2020年度における予算の執行状況は、収入見込み508,492千円に対し、実収入は479,389千円、支出見込み508,492千円に対し、実支出492,940千円、差し引き15,552千円となりました。コロナ

2020年度収支予算・決算額

	予算	決算	差引
収入	508,492千円	479,389千円	29,103千円
支出	508,492千円	492,940千円	15,552千円
差引	0千円	△13,551千円	—

による休館、利用者制限により通常の運営を行うことが困難ではありましたが、感染予防対策等、安全、安心な施設運営への対応を進めました。

2 法人税等の滞納の有無

法人税等の未納、滞納はありません。

財政状況 (単位：千円)

項目	2019年度	2020年度
流動資産(A)	134,716	209,879
(当座資産(a))	(133,616)	(207,573)
固定資産(B)	653,286	655,069
資産合計(C)	788,002	864,948
流動負債(D)	25,845	119,361
固定負債(E)	8,052	9,769
正味財産(F)	754,105	735,818
負債及び正味財産(G)	788,002	864,948
当座比率：a/D	516.98%	173.90%
流動比率：A/D	521.24%	175.83%
固定比率：B/F	86.63%	89.02%
自己資本比率：F/C	95.69%	85.07%

3 財政状況の健全性

財政状況の安定性、健全性の指標である「当座比率」「流動比率」「固定比率」「自己資本比率」は、右表のとおりです。

短期的な支出能力、財務構造、経営の安定性について問題ありません。

また、償却資産も少なく、長期借入金もありません。

以上のことから、市老連は安定した健全な運営をしています。

(詳細は添付の事業報告書参照)

様式2 事業計画書

4 安定した経営ができる基盤等

市老連の主な収入は、老人クラブ支援のための横浜市補助金と老人福祉センター指定管理料及び資産運用益と寄付金収入です。これらの収入は安定しており、借入金等はなく、健全な経営を行っています。

5 基本財産及び特定資産（2020年度末）

科目	債権価格等	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	1,500,000	15,071,250	0	18,000	15,053,250
投資有価証券					
小計	1,500,000	15,071,250	0	18,000	15,053,250
特定資産					
退職給付引当資産	8,052,500	8,052,500	1,716,880	80	9,769,300
高齢者健康文化振興基金	500,000,000	501,566,754	102,823,011	106,921,571	497,468,194
事業運営安定化推進積立金	91,859,305	125,800,241	11,352,203	6,266,844	130,885,600
小計	599,911,805	635,419,495	115,892,094	113,188,495	638,123,094
合計	614,911,805	650,490,745	115,892,094	113,206,495	653,176,344

3 職員配置・育成

(1) 所長及び職員の確保、配置

老人福祉センターを運営していく上で、所長及び必要な職員の確保、適正な配置について、その考えを記載してください。

1 職員の確保

職員の採用に当たっては、所長は、公の施設を理解し、管理者として施設管理能力と行政目的の推進及び利用者サービスを理解していることが求められています。また、副所長は、所長の補佐役として所長に準じた能力を有することが求められています。また、両者共に協調性をもち探究心のある人材を確保していきます。

なお、他センターとの人事交流を図ることにより、管理・運営力を高めていきます。

コミュニティスタッフについては、近隣地域にお住まいで、高齢者に理解があり、福祉活動に経験又は理解を有する方を採用します。

職員採用条件

区分	条件
所長	公の施設・行政目的への理解、施設管理能力、利用者サービスへの熱意
副所長	所長の補佐役として所長に準じた能力
コミスタ	高齢者・福祉への理解、近隣居住者

2 職員の配置

常勤職員の所長、副所長（2人）と、非常勤職員のコミュニティスタッフを3～4人置き、4人から7人の体制により施設の管理・運營業務を担当します。

3 勤務体制

- ・ 所長、副所長（2人） 1日8時間30分（うち昼休憩1時間）、週休2日ローテーション勤務
- ・ 非常勤職員（コミスタ） 総数16人が隔週で午前番4人、午後番4人の4班体制とし、記勤務を有しない日をローテーションで設け、基本3人勤務とします。勤務時間は、1日4時間とします。

4 職務権限・職務分担

区分	職務権限・職務分担	
所長	管理運営責任者、防火責任者、指導員	
副所長（庶務担当）	主として庶務・経理業務を担当	所長を補佐し、所長不在の時は、所長代理
副所長（事業担当）	主として講座・イベントを担当	
コミスタ	部屋の予約・貸出し、物品の貸出し、施設の点検、清掃等	

5 情報の共有・伝達

常勤職員は、週1回以上職員会議を開催し、情報の共有を図っていきます。

非常勤職員（コミスタ）は、業務開始時（朝礼又は昼礼）に職員からの情報の伝達を行うとともに、勤務交代時に口頭等での業務引き継ぎや、業務日誌等により行います。

なお、各種資料の回覧、通知等を適宜行い情報の共有を図っていきます。

(2) 職員の育成・研修

老人福祉センターの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

多様化する社会の中で利用者のニーズも多岐にわたり、超高齢社会に伴い利用者の年齢が高まりフレイルや認知症の問題も出てくるなど、これまでと異なった状況が現れてきています。

一人ひとりの利用者に適切に対応していくためには、基本的な接遇や新たな知識、対応力を学び身につけていくことが必要です。そのため、年間を通じて次の研修・会議を実施していきます。

1 基礎研修・会議

研修項目	内容	対象者
職員会議	全般の情報交換・共有	所長、副所長
採用時研修	老人クラブ、老人福祉センター、雇用契約、サービス、業務マニュアル	新採用者
コンプライアンス研修	社会規範、法令順守	全職員
人権研修	差別、ハラスメント	全職員
個人情報保護研修	個人情報の適切な取扱い	全職員
認知症サポーター研修	認知症への理解・対応	全職員

2 業務研修

研修項目	内容	対象者
接遇研修	適切な対応、基本マナーの習得	コミスタ
救命救急研修	救命救急法の習得	全職員
AED取扱い研修	AED取扱いの習得	全職員
防災訓練	避難経路の確認、利用者の誘導、役割確認	コミスタ
苦情・クレーム対応研修	苦情・クレームの初期対応	コミスタ
ヒヤリハット研修	事例検討	コミスタ
パソコン研修	ワード、エクセルの習得	コミスタ
OJT研修	業務を通じて業務内容を習得	コミスタ
所長会議	市老連所管の所長間の情報共有	所長
副所長会議	副所長間の情報共有	副所長
リーダー会議	情報の伝達・課題の検討	所長、副所長、コミスタリーダー
朝礼、昼礼	始業時、引き継ぎ時の情報伝達	全職員

4 施設の管理・運営

(1) 施設及び設備の維持保全及び管理・小破修繕の取組

施設の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検など）計画及び、修繕計画の考え方を記載してください。

1 維持保全（施設・設備の点検など）

昭和47年度に整備された菊名寿楽荘は、築48年となり、老朽化等による安全性の低下、修繕時期の遅れによりコストの増大、更新時が重なることによる予算の集中などに対応するため、施設・設備の修繕計画を立て、平準化して計画的に行っていくことが必要と考えます。そのため、指定管理受託後、速やかに施設・設備の点検を実施するとともに、これまでの修繕状況を確認し、修繕状況を把握していきます。

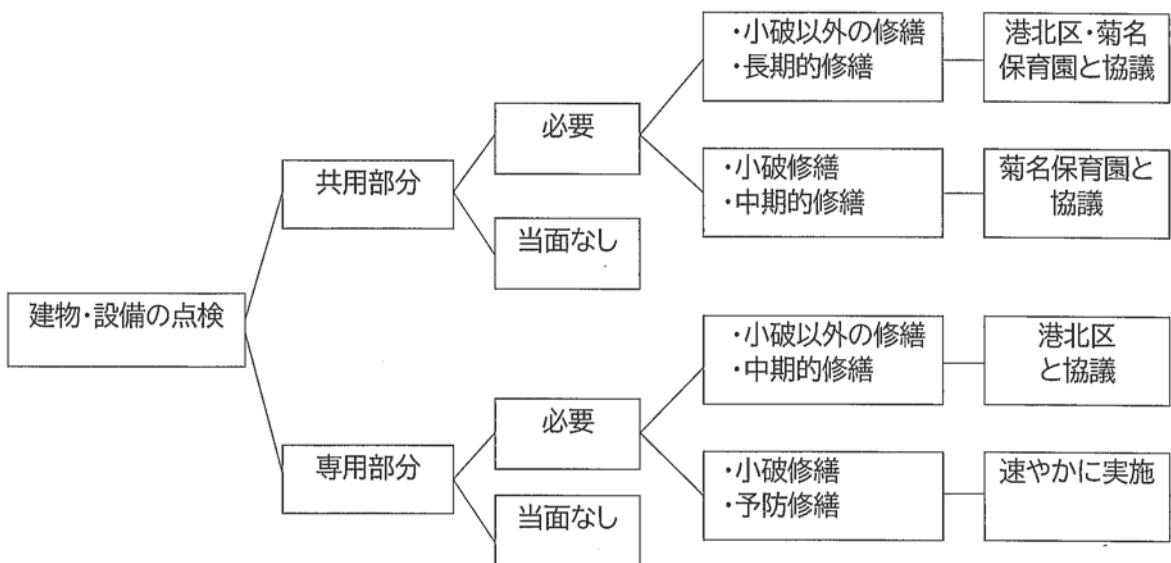
2 修繕計画の考え方

修繕計画は、指定管理者が実施する小破修繕と、区役所が対応する修繕に分かれていきます。区役所に対応していただく改修については、中・長期的な視点で修繕計画（案）を取りまとめ、区役所と協議し、修繕計画を詰めていきます。小破修繕については、第4期指定管理期間内での優先順位を決め、平準化した維持保全計画を策定していきます。なお、上記計画以外に逐次発生する小破修繕については、職員等による巡視を定期的に行い、日常点検の徹底、修繕が必要と判断した場合は速やかに修繕を行い、利用者の安全と利便性を確保し、菊名寿楽荘の運営に支障のないように対応していきます。

3 小破修繕の経費

小破修繕のH28～R2の実績の平均は約180万円ですが、利用者の安全と、中・長期的な維持保全を勘案しつつ、公募要項で示されている年間100万円の範囲内とし、超える場合には、区と協議して対応します。

4 修繕の検討フロー



(2) 事故防止体制・緊急時の対応及び防災に対する取組

- ①事件・事故の防止体制や、事故発生時・緊急時の対応（急病・災害時の対応など）、連絡体制など具体的に記載してください。
 ②市（区）防災計画を踏まえ、地域との連携を図るためにどのような取組ができるか記載してください。

利用者に安心して安全に老人福祉センターを利用していただくため、「事故防止体制・緊急時の対応及び防災に対する取組」は、施設運営上、最重要項目です。特に、施設利用者は高齢者であり、いざ事故等が発生したときに利用者が十分に対応していくことは困難な状況が想定されます。そのため、次のとおり対策等を講じていきます。

1 事件・事故の防止対策

- ・事故の防止対策として、職員が1日2回（午前・午後）施設の巡回を行い、事件・事故の予防のため施設・設備等の安全点検・確認を行います。
- ・事件・事故防止マニュアルを作成し、研修等を通じて全職員が理解を深めていきます。
- ・ヒヤリハット事例を元に、朝礼・昼礼や研修を通じて職員の安全対策に関する意識の醸成を図っていきます。
- ・救命救急研修やAED取扱い研修を実施し、取扱いの習得を図ります。

2 利用者の把握と緊急時の連絡先の確認

老人福祉センターの利用は、「市民で60歳以上の方」で確認できる「利用証」などにより受付で確認した上で利用していただいています。

市老連が運営している老人福祉センターでは、受付時にできる限り連絡先の記載を確認させていただき、事故等の緊急時に速やかに連絡が行えるようにしています。

3 事件・事故の防止体制、連絡体制

市老連本部を含めた「職員緊急連絡網」を整備し、緊急時に速やかに連絡・対応できる体制を構築します。

また、隣接の菊名保育園と共同防災訓練を年1回、自主防災訓練を年1回実施し、利用者、園児の参加も得て、いざという時にスムーズに対応できるよう職員の理解を深めていきます。

4 緊急時の対応

- ・事件・事故を確認次第、勤務する職員全体で状況を共有します。
- ・傷病者がいる場合は、容体等を確認し、その場での安静、又は適切な部屋への移動を図り安全を確保します。必要によって、119番又は110番通報し、利用者の家族等へ連絡します。
- ・対応後、区役所、市老連本部等関係者への連絡・報告を行い、情報の共有を図るとともに、その後の対応について調整します。

5 防災（地震・火災・台風）

横浜市・港北区防災計画、横浜市危機管理指針、震災対策条例・規則、特別避難場所開設・運営マニュアル等必要なものの理解と、老人福祉センター「菊名寿楽荘」で必要な事項の整理、整備を行うとともに、随時必要な情報等を更新していきます。

また、災害発生時は行政や公的な団体からの支援は時間を要することも考えられ、状況に応じた「自助」「共助」「公助」の役割分担も必要となり、臨機に対応できる組織、体制を整備していきます。

- ・備え 事前の準備（職員の研修、他組織・利用者を含めた訓練、調度備品の固定、備蓄等）の実施
- ・発災直後 ①利用者の安全確保と防災組織の連携、②区と調整、対応、③確認後の帰宅誘導
- ・大規模災害 自助→共助→公助とつながる支援体制の確立と特別避難場所開設準備

(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

1 利用者の意見・要望、苦情の受付方法

受付方法は次の方法により行っていきます。

- ・職員に直接
- ・施設内の投書箱
- ・要望書、手紙、電話
- ・横浜市、港北区を通じた苦情等
- ・老人福祉センター利用者会議
- ・利用者アンケート

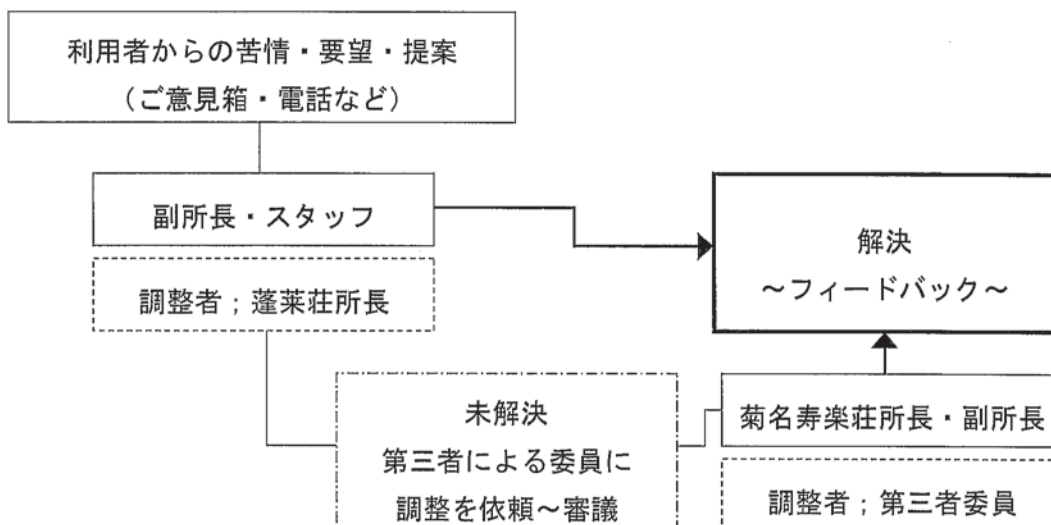
等、様々な機会や媒体を通じて受け付けていきます。

なお、要望、苦情等への対応に際しては、最初の段階の対応が重要であり、丁寧な対応を進めていくように、職員全体で認識を持つこととしていきます。

2 改善方法等の対応

- ・軽易な意見等については、その場で対応し、説明の上理解を得ていきます。
- ・コミスタで対応が困難な場合は、職員に引き継ぎ対応していきます。
- ・要望、苦情等を受け付けた場合は、その内容を記録し、職員間で内容を共有し、対応策についての検討を行います。内容によっては、市老連本部との調整を行います。
- ・回答については、原則2週間以内に行うこととし、本人への連絡及び施設内に「意見と回答」を記したものを掲示し、利用者の皆さんに周知し共有を図ります。
- ・要望、苦情等の内容及び対応策について、朝礼・昼礼・研修会等を通じて共有し、組織全体での共通認識を持っていきます。
- ・また、要望、苦情等の内容及び対応については、老人福祉センター第三者委員会へ報告等を行っていきます。
- ・改善については、利用者の声を真摯に受け止め、可能な中で改善を図り利用者サービスの向上に努めていきます。ただし、対応困難な場合は、状況等を説明し理解を得ていくよう努めていきます。

老人福祉センター第三者委員会の調整フロー



(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

個人情報の保護や法人の運営状況等の公開、環境への配慮、人権尊重への取組、市内中小企業優先発注などについて、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

公益財団法人横浜市老人クラブ連合会の保有する個人情報保護に関する規程により、個人情報の特定及び管理、取扱いについて理解を進めるために全員研修を実施し、漏洩防止、保護に努めています。

(1) 取組について

- ア 個人情報の収集は必要最小限度とする
- イ 目的外使用・外部提供は原則として禁止
- ウ 管理の徹底（書庫等に施錠保管）
- エ 保有の必要がなくなった個人情報の速やかな破棄・消去

(2) 研修について

個人情報管理については、全職員を対象とした研修を毎年度当初に実施します。また、毎月の休館日に定期的な研修や、毎日の業務の中でOJT研修も実施します。

2 情報公開について

～法人の運営状況等の公開～

公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供することと法令及び定款に定められており、市老連はこれらをHP及び本部、老人福祉センターで、誰でも閲覧できるように、配置してあります。

- ・定款
- ・役員名簿
- ・事業計画書
- ・収支予算書【正味財産増減】
- ・事業報告書
- ・貸借対照表
- ・正味財産増減計画書及び内訳表
- ・財産目録

3 人権尊重

基本的な姿勢として、全職員が日常業務において利用者一人ひとりの置かれている状況や人生背景を受け止めて関わられるよう努めています。

▽行動ガイドライン

① 差別等不当な取り扱いはしません

私たちは、一人ひとりの人権を尊重し、差別や嫌がらせその他一切の不当な取り扱いはしません。

② 公正で誠実な対応

私たちは、利用者に対して常に敬意と感謝の念をもって接し、公正かつ誠実に対応します。

③ プライバシーの尊重・個人情報の保護

私たちは、常に一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人の秘密情報は細心の注意をもって取り扱い、それをみだりに漏らしたり、不必要に知ろうとしたりしません。

④ 人権に関する学習

私たちは、研修の受講など学習機会を積極的に活用し、人権に関する学習を行います。

4 環境への配慮

Plan-Do-Check-Act の適切な循環を常にチェックし、3R夢を進めます。

・リデュース（発生の抑制）

運営にかかる「電気・水道・ガス、紙等」の削減に取り組みます。これらは業務マニュアルに記載し、研修により徹底します。不要な照明のOn/Off、水道・ガス栓の制御、紙等の消耗品の必要数の確認等、常に削減を意識し、実施していきます。

・リユース（再使（利）用）

その廃棄物は本当に不要か、修繕・再利用できないかなど個々に判断します。また、不要でも他の施設での利用について紹介するなど、資源の循環・再利用を徹底します。

・リサイクル（再生利用）

紙のリサイクルの徹底⇒印刷は原則両面コピー。個人情報や部外秘等にかかる紙は、シュレッダーで裁断処理せずに「守秘義務契約による溶解処理」を行います。これにより、情報の漏洩防止と資源の再利用が両立できます。

・安全で安定した処理・処分

分別したごみ等は、市ルート回収を活用し、経費削減と廃棄ルールの徹底を図ります。

・省エネ、省資源への取り組み

館の温度設定は夏 28℃、冬 20℃を基本としますが、高齢者は体温調節機能が低下していることもあり、利用者の状況を確認しながら、適切な空調の管理を行います。

5 市内中小企業優先発注

市老連は、従前より市内中小企業の経営基盤の強化を目的とする市の政策を尊重し、運営に係る「管理業務委託、消耗什器備品等」の発注は原則、市内企業に発注することとしています。

*市老連の市内中小企業への発注割合 79.7%（2020年度）

5 事業の企画・実施

(1) 事業計画、事業展開（老人福祉センターの基本的な機能について）

高齢者の社会活動を支援する場の提供や、各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開を記載してください。また、高齢者の健康づくりや介護予防の推進についての具体的な取組を記載してください。

1 高齢者の社会活動を支援する場の提供

人生100年時代と言われる現在、退職された高齢者は、仕事を離れ余暇を過ごす時間が30年、40年を過ごしていく状況にあります。一人ひとりの考え方や行動が多様化し、それぞれ求めていることも多岐にわたっています。一方、地域活動や地域の人たちとの関わりを持ってこなかった方々の中には、孤独の中で何もすることができない、人とのつながりが持てないという方も増えています。

しかし、高齢者の皆さんは、これまで培ってきた経験や知識を多く有しています。また、新たなものへのチャレンジを希望している方もいらっしゃいます。

そこで、老人福祉センターは、これらの人の社会活動への参加のきっかけの場として、さらには健康づくり、仲間づくりの場となるよう運営を行っていきます。

そのため、高齢者が求めているものや役立つものを趣味の教室や講座を通じて提供していきます。また、利用者の声を聞きながらニーズに合った事業を展開していきます。

市老連は、「健康・友愛・奉仕」の活動を通じて、高齢者の健康づくり、仲間づくり、地域のまちづくりを推進している団体であり、地元の港北区老人クラブ連合会とも連携し、さらには企業とのコラボレーションを通じた取組を通じて、多様な機会の提供を行っていきます。

- ・港北区老人クラブ連合会との連携 会員：4,433人（2021.4.1現在）

主な活動：友愛活動、スポーツ大会、囲碁・将棋大会、芸能大会、講演会、旅行会、ノルディックウォーキング など

- ・企業とのコラボレーション

菊名寿楽荘での例：骨盤底筋体操（篠原地域ケアプラザと共催：ユニ・チャーム）、セラバンド体操体験（株式会社ランドネクスス）

2 各種相談窓口の設置

高齢化社会の進展により一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しています。また、地域社会の連帯感が希薄化して高齢者が地域社会の中で孤立している例も多く、日常生活や健康上の悩み等を相談できる機会が少なくなって来ています。「相談」は、スタッフと利用者が良好な関係を作り、「悩み話」を傾聴することから始めていきます。「悩み」や「相談ごと」は話すことによって、大半は解消すると言われてはいますが、相談内容によっては、行政機関や専門スタッフに繋げて解決をサポートして行きます。

(1) 生活相談

困りごと相談に対しては、専門機関や関連窓口を紹介し、必要な情報を提供します。（随時）

(2) 健康相談

毎月2回、看護師による相談の機会を設け、血圧測定・薬の飲み方や、持病のことなど専門の立場から指導、助言を行っていきます。

(3) 栄養相談

毎月1回、管理栄養士による相談の機会を設け、病後の食事の摂り方、肥満防止のための食事について専門の立場から指導、助言を行っていきます。

(4) 司法書士相談

年4回、司法書士による相談の機会を設け、相続、遺言など専門の立場から指導、助言を行います。

3 教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供

心身の健康を保ち、充実した生活を送りたい、仲間を求めたい、発表の場が欲しい等多様なニーズをもって来館する利用者のために、

(1) 教養の向上

- ・ 伝統文化系（茶道・書道など）
- ・ 教養・文芸系（歴史講座、初めての英会話、地図に親しむ、絵画教室など）
- ・ 振り込め詐欺などの悪徳商法から身を守るための「防犯講座」

(2) 趣味やレクリエーションの機会の提供

- ・ スポーツやダンス系（コグニ体操、ウォーキング、卓球、フラダンスなど）
- ・ 音楽・芸術系（ウクレレ、鍵盤ハーモニカ、水彩画、絵手紙など）
- ・ 生活・実用・趣味系（デジカメ入門、囲碁入門、麻雀教室など）
- ・ 情報化に即応するためのIT機器習熟講座（スマホ・タブレット）
- ・ 映画鑑賞会

(3) 季節体感、世代間交流等

参加して楽しむ、異世代と交流するなどの機会を多く持つことで、利用者が家族、友達、地域とのつながりを実感できるような取組として

- ・ 柚子や菖蒲を入れた「柚子湯」、「菖蒲湯」を季節の移り変わりを実感できる催しとして提供します。
- ・ 看護学生の臨地実習や中学生の職場体験を受け入れる等、お互いが学び合う交流の機会を増やしていきます。
- ・ 「七夕まつり」、「クリスマスコンサート」、「新春のつどい」、「ひな祭り」を実施します。

(4) 表現の機会と場の提供

利用者にとって、自分を表現することは、喜びであり、生きがいにつながることから、学んだ成果を発表できる場を提供していきます。

- ・ 趣味の教室の発表・展示の場として「敬老のつどい」「寿楽文化祭」を実施し、多数の利用者が、参加し、楽しんでいただけるよう取り組みます。
- ・ 利用者、地域の方々の作品の発表・発信の場としてロビーのパネルや展示ケースを提供します。

4 高齢者の健康づくりや介護予防の推進

心身ともにいつまでも健康を維持することは高齢になればなるほどその願いは強まります。脳血管障害や転倒・事故などによって介護に頼らなければならない事例も多く、その数は毎年増加すると予測されています。こうしたことを未然に防げるように介護予防を目的とした事業に取り組んでいきます。

具体的には、

- (1) 「健康増進体操」「高齢者向けのエクササイズ」「転倒防止ロコモ教室」「ノルディックウォーク教室」等のほか、新たな「シニアスポーツ事業」を実施します。

- (2) 区福祉保健センターや港北警察署など官公署などの協力をいただきながら「元気いっぱい ためため講座」を開催します。講座の内容は「栄養」「口腔ケア」「エクササイズ」「消費 者問題」「オレオレ詐欺」等、高齢者の介護予防と安全を目的としたプログラムを推進します。受講者の身体状況をチェックして、必要がある時はケア施設に照会するなどのフォローア ヱップを行います。
- (3) 健康や日常生活等に課題があると思われる人には積極的に声掛けをして相談を受け、ケア 施設等につなげていきます。

(2) 施設の利用促進

質の高い接客サービスを提供するための取組（高齢者の仲間づくりの支援や個人利用者に配慮 した内容）を記載してください。

利用者数、稼働率の確保・向上に対し、効果的・具体的な取組を記載してください。

1 質の高い接客サービスを提供するための取組

一人暮らし高齢者や家に閉じこもりがちな人が増えていくことが指摘されていますが、自 宅に閉じこもらない、引きこもらない生活を送るために、老人福祉センターは、利用者に満 足していただき、親しみを持って、また来館したいとの印象を持っていただく質の高いサー ビスを提供していきます。

- ① 既存管理3館の運営ノウハウを活かして快適で安全、安心の運営を行います
- ② 質の高い事業を行うほか魅力ある新たな事業を積極的に取り入れます
- ③ 利用者ニーズを的確に把握し、運営方法の改善等に迅速に反映します
- ④ 行政機関（横浜市、港北区）との連携を強め、行政目的の推進に貢献します。
- ⑤ 本部（横浜市老連）事業と連携し、老人クラブ活動で蓄積した公益事業を普及し、生 涯現役社会の実現と推進に貢献します。

2 利用者数、稼働率の向上に対する取組み

(1) 快適な居場所づくりの創出

- ・利用者が快適でいられるためには「安全・安心であること」「清潔であること」「誰に対 しても公平・平等であること」が大切です。特に清潔さに関しては、業者による清掃業 務だけに頼らず、スタッフが行う日常清掃の密度を高め、毎日の清掃や浴場タイル目地 の清掃、カウンター・手すりなどの消毒清掃などを徹底します。
- ・さらに、快適だと感じられるためには、マナーを含めた館内秩序が維持されていること と、誰もが平等・公平であると感じられることが大切です。秩序を乱す者に対する是々 非々の対応を実践するとともに、特定人に特定のサービスがあったり、不公平感が感じ られたりされないよう、接客に関する研修などを通じてスタッフ一同平等取扱いの原則 を徹底します。

(2) 質が高く、多種多様で豊富な自主事業

居心地の良さを感じるか否かは、そこにいて常に楽しむことができるか否か、その施設 の事業の質や量、コンセプトが多種多様な利用者ニーズにマッチングするかどうかにより ます。

知識を高めたい人、健康になりたい人、趣味を極めたい人、誰かと触れ合いたい人、た だ居場所が欲しい人に適したプログラムを用意します。

(3) 利用者の向上心に対応する生涯学習事業

高齢者のため「介護予防」「寝たきり防止」など軽体操を取り入れた講座や、趣味の教室・短期講座などを実施します。

(4) お祭り・イベントなどレクリエーション事業

敬老のつどい、演芸大会、文化祭など多彩なイベントを開催し利用者の満足度を高めます。

(5) 世代間交流・地域交流事業

近隣保育園児との「コラボ事業・交流イベント」や「看護学生の実習」を通じて高齢者と若者たちが世代間交流して、相互理解を深めます。また、地域の町内会、老人クラブなどと連携して、地域交流事業を開催します。

(6) 季節感体感事業

季節ごとの節句に合わせて行う事業で、高齢者がいつまでも心身ともに健康で、いきいきといられるよう、ひな祭り・七夕・柚子湯などタイムリーで季節感を感じさせられるような演出を行っていきます。

(7) 地域との交流事業

利用者が事業参加する文化祭、園児たちが参加する各種イベントなど、不特定の住民を対象としたイベントは「地域開放」事業として地元の方々にも参加を呼び掛けて開催していきます。こうした試みは、利用者と地域住民との交流だけでなくセンターを地域に知っていただく良い機会ともなっております。今後も、いろいろな行事をきっかけに地域に開放していきます。

(8) 情報の提供

センターで行う行事は広報よこはま、情報誌、近隣自治会へのチラシ回覧やポスター掲出、その他近隣公共施設でのチラシ配布、寿楽荘ホームページで周知し、情報を丁寧に提供します。

(9) 関係団体や企業との連携

港北区老人クラブ連合会や企業との連携により、短期講座を実施していきます。

6 その他機能について

(1) 高齢者の支援

高齢者の仲間づくりの支援に対する積極的な提案について記載してください。
 高齢者の健康づくりや介護予防の推進に対する具体的な提案について記載してください。

1 仲間づくり

社会の仕組みや医療の進展に伴い、我が国の寿命は世界でも1・2位の水準にあり高齢者の人口が増大しております。今や人生100年時代を迎え、定年後をどのように生きてどのように終焉するかが日本の課題です。一人ひとりの人生を豊かに充実した老後を生きるための方策が求められ、要介護者を「出さない」「健康寿命の延伸する」ことが重要といえます。自宅に引きこもらない・話せる相手や仲間がいる生活が必要です。具体的には、

- ・自治会・町内会、区連会、地区老人クラブなど地域団体との連携による利用者援護
- ・利用者ニーズを取り入れた参加しやすい講座づくり（季節感を取り入れた、そして利用者同士が触れ合えるイベントづくり、老人クラブと連携した引きこもりをさせないサロンづくり・居場所づくり等によって、仲間づくりを支援します。

2 健康づくり、介護予防の推進

いつまでも元気で明るくいられるため、

- ① 魅力ある自主事業の展開により引きこもりがちな方への外出機会を提供します。
- ② 福祉保健センターやケアプラザ、市老連、社協など公的団体との連携によるロコモ予防事業を実施します。
- ③ 健康体操、新たなシニアスポーツ事業を実施します。
 こうした事業展開により、健康づくり、介護予防を推進します。

(2) 地域との連携

地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的取組について記載してください。

1 地域コミュニティの醸成支援とセンターとの連携

地域コミュニティが醸成するためには、そのエリアに住む住民が「健康」で「助け合いの精神を持ち」「奉仕の気持ちを持ち合わせている」ことが必要です。そしてそれを具体化した事例が、居場所づくりや見守り活動、清掃活動、レクリエーション活動などです。

市老連は「老人の心身の健康保持と生活の安定を期し、老人及び地域社会の福祉を図る」ことを目的として活動していますが、その精神である「健康・友愛・奉仕」を基本に

- ・生活を豊かに：自分のために健康活動や趣味、学習など
- ・地域を豊かに：友愛、居場所・たまり場、環境奉仕、交流活動など
- ・社会に奉仕を：見守り、清掃、交通安全等、地域に奉仕

など地域や自身が健康で豊かになるように、それぞれの地域で会員が活動しています。

こうした活動拠点としてのセンターが連携することにより、地域のコミュニティが醸成されていきます。そのために私たちは港北区老人クラブ連合会、自治会や地域グループと協力して事業を展開します。

具体的には健康と交流、地域活動への参入を主体とした運営、取組を進めます。

- ・生涯学習としての講座は、地域に戻って活用できるようなプログラムを提供します。
- ・イベントには地域の方に協力を要請し事業に参加していただきます
- ・ポスターやチラシなどの広報物は地域の掲示板や回覧ルートを活用でき利用な協力体制を築きます
- ・近隣保育園の園児たちと交流事業を行い、その保護者の皆さんの来館を促します
- ・地域の高齢者がいつまでも自立し活動できるように介護予防事業を取り入れ、支援します。

(3) 公平性

全ての利用者に対して公平な利用機会の提供を可能とする取組について記載してください。

1 公平な利用機会の提供

センターは、老人福祉法に基づき横浜市が条例設置した公共施設です。公共施設の運営はすべての利用者に対し平等・公平であることが必須です。利用者への応対、講座への参加、貸室としての利用、入浴やカラオケの順番などあらゆる運営事業において利用者が不公平感を感じた場合は施設の満足度は半減します。

これらを踏まえたうえで、担当によって扱いが変わらない、利用者が安心して公平感を享受できるように可視化をして利用者の満足度を上げていきます。

主な例としては

- ① 受付では来館者全てに対し明るくにこやかな挨拶を励行します
- ② 講座やイベントは広報よこはま、掲示板、回覧板、近隣公共施設等で配付するチラシ、センターホームページなどで広報し、定員オーバーの参加者は、利用者に公開で抽選し決定します。
- ③ カラオケの朝一番の順番は混乱を避けるために抽選とし、以後先着順とします。
- ④ 風呂の順番は申込台帳記入順にロッカーキーを貸し出し、時間制限とします。
- ⑤ マッサージ器は申込台帳記入で20分間利用。連続利用は不可とします。
- ⑥ 各教室等の団体利用は、手続き注意事項などを周知します。さらに競合する利用に関しては抽選で利用決定するなど公平な運営に努めてまいります。

7 収支計画及び指定管理料

指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方や修繕費への配分などについて、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分

収支計画について、利用料金制の施設ではないために、収入は指定管理料以外では雑収入のみです。

そのため、収入の大部分を占める指定管理料の支出計画と費用配分に細心の注意を払い執行することが重要です。利用者のサービス水準を低下させることなく、施設運営の経常経費である管理費（光熱水費等）の節減を徹底してまいります。

2022 年度収支計画

(単位：千円)

収入	指定管理料	42,585	提案額
	自主事業収入	156	参加者負担金
	その他雑収入等	110	
	計	42,851	
支出	人件費	22,477	職員 3 人、コミスタ 16 人
	事務費	2,481	消耗品、備品等
	自主事業費	1,875	講師謝金、消耗品等
	保守管理費	4,618	施設管理委託料
	光熱水費	11,400	電気、ガス、水道料
	事務経費	0	労務、経理、研修等経費
	その他	0	公租公課費
	計	42,851	

具体的には①冷暖房温度の管理の徹底、②不要不急な照明の消灯、③定期的な巡回を通じ軽度のうちに職員による修繕、④利用者にごまめな節水の要請、⑤複数業者の見積り合わせ等による経費の節減、⑥ごみの分別、利用者のゴミの持ち帰りを徹底、などにより経費節減に努めます。

2 利用者サービスのための経費に対する考え方

老人福祉センターの特性に鑑み、利用者に対するサービスの提供は、

- ① 利用者が 60 歳以上という特性を考慮し、要望や意見に対しては公平性の観点に立ち、すべての利用者が高い満足度を得られることを目標にして経費の執行に努めます。
- ② 利用者が安心して、かつ安全に利用していただけるように設備の補修、改善の費用は適正に配分し、利用空間の美化、環境の維持に最小の経費で最大の効果が得られるように努めます。
- ③ 利用者が参加する趣味の教室及び自主事業の開催に際しては、利用者の開催要望の多い講座や自主事業を重点的に優先して開催し、利用者サービス向上に努めてまいります。

3 修繕費の配分について

- ① 当該施設は、昭和 48 年に開設した施設で、すでに 48 年を経過しているため、老朽化が進み、対応すべき箇所が多くあるものと思います。
- ② 管理に当たっては、毎年、建築基準法第 12 条の点検を励行し、指摘箇所を最優先に区役所と協議し修繕を行います。また、建築基準法第 12 条点検対象外設備についても、日常、目視点検を行うとともに、区役所と情報共有・連携を密にし、設備の詳細な機能と内容を精査し、修繕が必要となった場合は、区役所と協議のうえ対応を行っていきます。
- ③ 小破修繕の執行には、従来通り、極力職員により修繕を行い経費削減に努めます。指定管理者の責任となる管理上の瑕疵等の項目に責任をもって対応するため、各職員が自己の業務を適切に実施できる体制を整備するとともに、万が一に備え必要とする施設賠償責任保険や火災保険等に加入し、安全な環境維持に向けて準備してまいります。

8 加減点項目 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

前期の指定管理期間における老人福祉センター事業の実績を記載してください。

1 経費の節減

利用者のサービス水準を低下させることなく、施設運営の経常経費である管理費（光熱水費等）の節減を徹底しました。具体的には、

具体的には①冷暖房温度の管理の徹底、②不要不急な照明の消灯、③浴室施設の節水シャワーや節水コマなどへの転換、④利用者に対する節水の要請、⑤利用者のごみの持ち帰り徹底などに努めました。

2 コロナ禍の中での各種事業の実施

令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止対応ため、休館及び利用制限ため事業規模を縮小して感染対策をしながら、安全安心に利用できる事業から進めてきました。

(1) 趣味の教室

高齢者の生涯学習の一環として「教養」、「趣味」等の各種講座を人数制限しながら後期のみ開催しました。 ※年間9講座（1講座＝6か月間）

（生き生きヨガ、絵手紙、再びの書道、デジカメ教室、英会話、ウクレレなど）

(2) 短期講座（1日講座や数日間の講座）

新型コロナウイルス感染防止を考慮しながら利用者等のニーズや社会状況を勘案しながらタイムリーなテーマについて取り上げ、参加しやすく、多様性のあるプログラムで開催しました。 ※講座（囲碁教室、絵画教室、ボイストレーニングなど）

(3) 季節体感事業

イベントとしての開催はできませんでしたが、節句に合わせて季節感を感じられる飾りつけ等で演出しました。

（正月飾り、節分、豆まき、雛飾り、端午の節句飾り、七夕飾り、クリスマス飾り等）

(4) 広報・広聴

新型コロナウイルス感染防止対策や菊名寿楽荘での利用できるサービスなどの情報を広報紙「寿楽つうしん」で発信するとともに、「ホームページ」の充実を図りました。また、マスクの着用、手洗いの励行など感染防止対策のお願いを館内外掲示板などにより周知しました。

(5) 新型コロナウイルス感染防止対策

- ・ 毎日、職員及びコミュニティスタッフの健康状態の確認と検温の実施。
- ・ 入館時、ご利用者様への体調確認と検温の実施
- ・ ポスター掲示やお声がけによるマスク着用と手洗いの励行
- ・ 各フロアに消毒液を設置し、ポスター掲示やお声がけにより消毒液の利用の促進
- ・ 教室利用後の消毒作業の実施
- ・ 換気の徹底：教室利用時は館内放送により1時間ごとに窓当を空け換気の呼びかけ（機械換気は常時運転）
- ・ 共用部分（手すり、テーブルなど）の定期的な消毒作業の実施
- ・ 受付窓口の飛沫防止対策（職員及びコミュニティスタッフで手づくり施行）
- ・ 囲碁及び将棋用飛沫防止パーテーション作り

様式 3

単独団体名・共同事業体名	公益財団法人横浜市老人クラブ連合会
施設名	老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘

令和4年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

I. 指定管理料

(単位：円)

提案額 (a)	42,585,000	指定管理料＝小計【イ】を記入 ※区指定上限額 (b) の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	42,585,000	
差引 (a) - (b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

II. 令和4年度収支予算書(総括表)

1 収入の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
自主事業収入 [A]	156	
雑入 [B]	110	
小計【ア】 ([A]~[B])	266	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	42,585	【ウ】 - 【ア】
小計【イ】 ([C])	42,585	指定管理料の計
収入合計 (【ア】 + 【イ】)	42,851	

2 支出の部

項目	合計金額 (単位：千円)	備考
人件費 [a]	22,477	常勤給与・コミスタ給与・法定福利費・福利厚生費
事務費 [b]	2,481	消耗品費・保健衛生費・通信運搬費等
自主事業費 [c]	1,875	「趣味の教室」等の講師謝金ほか
管理費A (光熱水費等) [d]	11,400	館内照明、換気装置、浴場等の電気・ガス・水道代
管理費B (保守管理費等) [e]	4,618	各種設備等の保守・点検・業務委託経費
公租公課 [f]	0	業務委託契約に係る収入印紙等
事務経費 [g]	0	労務、経理、契約、研修など一般管理費ほか減価償却費
支出合計【ウ】 ([a]~[g])	42,851	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

様式3 (3 - ①)

単独団体名・共同事業体名	公益財団法人横浜市老人クラブ連合会
施設名	老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘

令和4年度収支予算書

1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位:千円)

	項 目	内 容 等	金 額	
自主事業収入	事業参加者負担金	「趣味の教室」等自主事業材料費・資料代及び保険料	ア 156	
			イ	
			ウ	
			エ	
			オ	
		小 計		[A] 156
雑入	受入研修費	看護専門学校生の福祉体験等実習	カ 30	
	受入寄付金	バザー売上の区社協(善意銀行)への寄付金収入	キ 80	
			ク	
			ケ	
			コ	
			サ	
		小 計		[B] 110
小 計 【ア】		施設運営収入計	266	[A]～[B]

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	公益財団法人横浜市老人クラブ連合会
施設名	老人福祉センター横浜市菊名寿楽荘

令和4年度収支予算書

2 支出の部内訳

(単位: 千円)

	項目	内容等	金額	
人件費	常勤職員	常勤職員給与、通勤手当及び社会保険事業主負担分	ア 12,113	
	時給スタッフ	コミュニティスタッフ給与、通勤手当等	イ 10,137	
	福利厚生費	健康診断費、勤労者福祉共済掛金(ハマふれんふど)ど	ウ 227	
	小計		[a] 22,477	ア~ウ
事務費		事務消耗品(保健衛生費、教養娯楽費(新聞)、消耗品費(その他)、通信運搬費、印刷製本費、賃借料(カラオケ)、保険料、諸会費(区社協)、支払手数料、支払寄付金	[b] 2,481	
自主事業費		「趣味の教室」等自主事業講師等謝金、材料費及び保険料	[c] 1,875	
管理費A	電気料金	照明機器、換気装置等電気料金	エ 1,400	
	ガス料金	浴場用大型ガス給湯器及び空調機等ガス料金	オ 3,000	
	上下水道料金	浴場等上水道料金及び下水道料金	カ 7,000	
	小計		[d] 11,400	エ~カ
管理費B	修繕費	施設修繕費	キ 1,000	
	清掃	日常・定期施設内清掃委託業務ほか	ク 1,974	
	消防設備	消防用保守点検委託業務ほか	ケ 99	
	機械警備	機械警備委託業務	コ 132	
	空調設備	空調機フィルター清掃委託業務、空調自動制御設備保守	サ	
	エレベーター	エレベータ保守点検	シ	
	自動ドア	自動ドア保守点検	ス 99	
	電気保守管理点検	自家用電気工作物保守点検	セ 132	
	非常用放送設備		ソ	
	害虫駆除	害虫駆除業務委託	タ 137	
	植栽管理	植栽業務委託	チ 560	
	設備総合巡視点検	設備総合巡視	ツ 198	
	その他	AED	テ 117	
	その他	座布団乾燥	ト 55	
	その他	ウイルス対策ソフト(PC)	ナ 15	
	その他	廃棄物処理	ニ 100	
小計		[e] 4,618	キ~ニ	
公租公課		[f]		
事務経費	労務、経理、契約、職員研修など	[g]		
小計【ウ】	施設管理運営経費計	42,851	[a]~[g]	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。

団体の概要

(令和3年6月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	(こうえきざいだんほうじん よこはましろうじんくらぶれんごうかい) 公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒221-0063 横浜市神奈川区立町20番地の1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)。			
設立年月日	昭和38年4月1日			
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和38年4月1日 横浜市老人クラブ連絡協議会発足 ・昭和38年8月1日 横浜市老人クラブ連合会に改称 ・昭和41年8月22日 社団法人横浜市老人クラブ連合会に改組 ・昭和45年6月16日 財団法人横浜市老人クラブ連合会に改組 ・平成24年4月1日 公益財団法人横浜市老人クラブ連合会に改組 			
事業内容等	公益事業1 老人クラブ助成事業 公益事業2 スポーツ・文化事業 公益事業3 講座・セミナー・育成事業 公益事業4 老人福祉センター運営事業 公益事業5 広報・企画・調査事業			
財政状況 ※直近3か年の事業年度分	年 度	2018年度	2019年度	2020年度
	総 収 入	518,847,539	496,073,265	479,828,728
	総 支 出	510,639,348	457,975,901	496,961,723
	当期収支差額	8,208,191	38,097,364	△17,132,995
	次期繰越収支差額	74,811,902	113,519,250	96,386,251
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	[REDACTED]		
	部署・職名	[REDACTED]		
	電話番号	[REDACTED]	FAX	[REDACTED]
	E-mail	[REDACTED]		
特記事項				